

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社高知銀行（証券コード:8416）

【据置】

長期発行体格付	BBB
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 高知市に本店を置く資金量 9,100 億円の第二地方銀行。県内シェアは預金（除くゆうちょ銀行）16%、貸出金 24%と相応の事業基盤を確立している。格付には地元におけるプレゼンスや資本充実度などを反映している。基礎的な収益力は低下しているが、足元で底打ち感が出てきている。コア業務純益の水準を引き上げ、与信費用などの損失吸収力を高めることが格付上のポイントである。
- (2) 高知県では県外の地銀の営業攻勢が弱く競争状況は比較的落ち着いているため、貸出金利に対する下押し圧力も徐々に緩和されつつある。18/3 期上半期では、ROA（コア業務純益ベース）は通期換算で 0.2%と低い。しかし、貸出金については利回りの低下幅が縮小し、利息収入は底堅く推移した。また、有価証券利息配当金が増加したことなどから、コア業務純益（投信解約益を除く）は 10 億円と前年同期比 4 割増加し、通期でも増加する見通しである。中小企業向け貸出のボリューム拡大と適正なプライシングの推進による金利収益の増強、挺入れの余地の大きい非金利ビジネスの強化、業務の効率化による経費の抑制などを通じて、収益力にかかる低下圧力を一段と緩和させることが重要である。
- (3) 金融再生法開示債権比率は 17 年 9 月末 4%台前半と高い。与信費用は低位で推移しているが、未保全額の大きい要注意先債権が多く、景気変動や個別与信先の要因で上振れる可能性は否定できない。有価証券運用では円市場金利が低位に推移するなか、投資信託や株式を積み増すことで市場運用力を強化している。保有債券にかかる金利リスクは減少傾向にあるものの、投資信託を中心に価格変動リスクが増加しており、資本に対する割合も上昇している。有価証券評価益の大きさなどを勘案すれば、市場リスクは総じて管理可能な水準にあるとみているが、今後も適切にコントロールしていくことができるか注目していく。
- (4) 公的資金や貸倒引当金などを控除した調整後の連結コア資本比率は 17 年 9 月末 7%台半ば。リスクアセットの増加で同比率の改善は停滞気味だが、格付「BBB」に見合った水準が維持されている。

（担当）松村 省三・南澤 輝

■格付対象

発行体：株式会社高知銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2018年1月25日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：松村 省三
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社高知銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル